

山口よしの FAX だより

2020. 6. 12. No. 193

〒678-0005 兵庫県相生市大石町19-10 西本ビル2F
TEL 0791-23-6122 FAX 0791-23-6145

ホームページ <http://www.mission21.gr.jp>
Eメール: mail@mission21.gr.jp

新型コロナウイルスの感染は進んでいます。もう少し時間が必要なので、引き続き注意を怠らず乗り切りましょう。

「あおり運転を防止する為の立法化を実現しました！」

2017年の東名高速でのあおり運転による死亡事故の報道等を見ておられる方も多いでしょう。私は自民党の「交通安全対策特別委員会」の事務局長として、皆が安心して運転でき、不幸な交通事故がなくなるようにこの願いを立て、あおり運転防止の為にどのような立法があり得ようかについて検討することを問題提起、委員会での議論を重ね、結果として、6月2日に道路交通法が改正、「あおり運転罪」が新設、また6月5日には自動車運転処罰法が改正、「あおり停車」も罰則の対象となり、かなり迅速に立法化することができました。

あおり運転については、これまで法律の規定がなかった中で、どのような行為をあおり運転と定義するか等、技術的困難も多く有りましたが、諸外国での例も参考に、警察庁の協力も得、道路交通法の改正という形になりました。

これからはあおり運転は犯罪となり、即免許取り消しになります。あおり運転の例としては、前の車の車間距離を異常に詰めたり、急ブレーキをかけて嫌がらせをしたり、急に車線変更して割り込んできたり、不必要にパッシング・ライト、執拗なクラクション、幅寄せ、蛇行運転等です。ドライブレコーダーの映像が決めることになります。